平成25年８月27日付け新潟県告示第1013号（鳥獣保護区の存続期間更新）中

ページ	行	誤	正
2	50から51まで	ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。	ここから町境を東方へ進み、湯之谷村・六日町・大和町の町境に至る。ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。